

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年5月29日

旭川市長 今津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市指定ごみ袋折込等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市指定ごみ袋の製造における折込み・袋詰め・梱包等

イ 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター

電話 0166-36-2213

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者の就労機会の確保や自活の促進のために、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号で規定する福祉関係施設等であること。

(2) 状況に応じた各施設への的確な作業分担等が可能であるなど、適正かつ効率に業務が遂行される者であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、旭川小規模障害福祉事業所連絡協議会から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。